平成２０年（フ）第１３５８号
熊本市新外１丁目２番30号
破産者　有限会社システムプラント
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３６号
北海道斜里郡清里町緑町９番地
破産者　有限会社ふ久や
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第１４８号
秋田県大仙市下鶯野字大新田258番地の１
破産者　有限会社佐藤産業
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第１４９号
秋田県大仙市下鶯野字大新田19番地、住民票上の住所東京都新宿区若松町38番24号　森川ビル302
破産者　佐藤　光男
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第６１１号
横浜市南区宿町３丁目56番地
破産者　株式会社福善
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４号
新潟県長岡市長倉町984番地２
破産者　渡邊　　進
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１５号
新潟県長岡市長倉町984番地２
破産者　渡邊　和代
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
新潟県長岡市関原町１丁目616番地
破産者　佐藤　サヨ
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
岐阜市又丸457番地２
破産者　大井　潤一
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４８号
大分市府内町２丁目４番22号
破産者　有限会社アスタマニヤーナ
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１２６５号
さいたま市西区三橋６丁目247番地46
破産者　中濱　　歩
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１６２２号
さいたま市緑区大字下山口新田79番地
破産者　野口　昭三
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１６２３号
さいたま市緑区大字下山口新田79番地
破産者　野口すみ子
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１６２４号
埼玉県川口市大字木曽呂1542番地の１　東浦和オレンジハウスＣ
破産者　野口　勝昭
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１６２５号
埼玉県戸田市中町１丁目６番地の９　ＫＳビル302号室
破産者　野口　泰弘
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４号
埼玉県鳩ヶ谷市坂下町３丁目６番３号
破産者　小宮富美子
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６３号
さいたま市大宮区桜木町４丁目627番地14
破産者　**鄙**島　俊昭
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
さいたま市南区関２丁目７番12号301
破産者　福留恵美子
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
さいたま市緑区東浦和５丁目21番地25　フレンズ東浦和403号
破産者　久保田種酉
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１号
長崎県長崎市中小島２丁目10番42号
破産者　宮﨑　　央
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０号
北海道旭川市２条通11丁目256番地　旭川セキグチビル６Ｆ605号
破産者　田中　伸明
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部